

NPO 法人「災害・医療・町づくり」普及員規約

I 総論

住んでいる町に、消防や医療でまかないきれない災害が起きたとき、自分の町を、住んでいる人の命を、守る意識と技術を持った人を養成し、普及員は NPO 法人「災害・医療・町づくり」と同じ目的を持った同志として、地元で市民に広げていく活動を企画し、NPO 法人「災害・医療・町づくり」はそれに協力していくものとする。

II 資格、

普及員は NPO 法人「災害・医療・町づくり」の企画する市民講座の ①総論、講習会、②実技実習、③NPO 法人「災害・医療・町づくり」が主催する市民訓練・講習会への少なくとも 1 回以上の参加の 3 つを満たして資格を得る。

III 活動義務

1. 普及員は原則自分の住んでいる地域での講習会・訓練を企画する。
2. 普及員証は 1 年間有効とし、講習を受けて更新できる。
3. 普及員は年 1 回資格更新のための市民講座に参加する。
4. 普及員が講習会・訓練を企画した 1 回目は、NPO の会員 1 名以上の参加、監督を義務とする。会員が合格と認めれば 2 回目以降は自分で企画、実行出来る。

IV 訓練企画

1. 普及員が、講習会・訓練を企画するときは、事務局宛てメールで、訓練企画書を提出する。
2. ホームページからフォーマットを取り込み、主催者名、目的、日時、場所、人数等を事前に報告すること。

V 報告

1. 普及員は、講習会・訓練が終了した後は、訓練報告書を提出する。
2. ホームページからフォーマットを取り込み、訓練報告書と訓練状況の写真を 3 枚添付して報告すること。また実施された団体・自治会等から確認印をもらうこと。
3. 活動のなかで、他の組織からのクレームは必ず NPO 法人「災害・医療・町づくり」に報告して対応策のアドバイスを受けること。
4. 講座資料の Q&A の項の充実を図る目的で、質問されたことについては内容、返答を含め報告すること。

VI 訓練内容「必須項目」

1. 住んでいる地域（少なくとも市町レベル）の被害想定（建物、人的）を説明すること。
資料は、NPO 法人「災害・医療・町づくり」ホームページから取ること。
2. 市町の消防の人数、救急車、消防車、救助者の数を調べて対比させること。
(過去の訓練で確認済みの市町の情報はホームページに載せる)
3. 県外からの医療支援は、被災後 24 時間は届かない可能性が高いこと。
4. 市民が動かなければならない、NPO 法人「災害・医療・町づくり」の活動の原点を必ず話すこと。

VII 訓練内容「選択項目」

1. 市民トリアージ
2. 身近にあるもので行う怪我の応急処置
3. 瓦礫の下からの救出（必ず消防の協力を求めること）
4. クラッシュ症候群対応
5. 重傷者を病院まで搬送訓練
6. 情報（地域の情報収集、市町の災害対策本部への報告）訓練

*講習会・訓練では、必須項目を必ず説明し、選択項目を選んで行う。

VIII 注意事項

NPO 法人「災害・医療・町づくり」は、有効性や危険性を考慮して教えない方針にしている下記項目を、説明の中に加えない事

1. 衣類や毛布で作る簡易担架搬送
2. 三角巾を使用した固定方法
3. 止血法で、傷口の心臓に近い方を縛る方法、中枢の動脈を押さえる方法

ix 費用

この活動は、営利を目的にしてはならないが、完全な無償ボランティアではない。

(参考) NPO 法人「災害・医療・町づくり」は訓練人数 10 名～30 名程度の訓練では、1 万～2 万円を（寄付金として）実費負担していただいております。出勤した訓練スタッフには、3,000 円／人を、交通費、食事代として支出している。

訓練日程の確認方法

* NPO 法人「災害・医療・町づくり」ホームページ

訓練資料の取り寄せ方法

1. NPO 法人「災害・医療・町づくり」ホームページよりダウンロードする。
 - ・「東海地震第 3 次被害想定」の県内市町の一覧
2. NPO 法人「災害・医療・町づくり」ホームページより事務局にメールで請求する。
(添付ファイルの受け取れるアドレスを用いる事)
 - ・市民トリアージ
 - ・クラッシュ症候群
 - ・輪になってトリアージ説明、患者表
3. 事務局にメールで請求する。(送付希望の場合は送料着払い)
 - ・市民トリアージ表 (実費負担一部 10 円)

NPO 法人「災害・医療・町づくり」
平成 26 年 12 月 26 日